

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 対象建物 堺市西区役所、西老人福祉センター、西文化会館
- (2) 需要場所 堺市西区鳳東町6丁600番地
- (3) 業種および用途 複合施設
- (4) 現電力契約業者 関西電力株式会社

2. 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

ア 電気方式	交流3相3線式
イ 標準電圧	6,600V
ウ 計量電圧	6,600V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電
カ 発電設備	別紙1のとおり

- (2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力（常時電力）	500 kW
--------------	--------

（契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。）

イ 予定使用電力量	1,012,000 kWh
-----------	---------------

（令和7年4月1日午前0時00分から令和8年3月31日午後12時00分までの使用量見込み）

- (a) 各月の電力使用実績 別紙2のとおり
- (b) 季節および時間帯別の電力使用実績 別紙3のとおり
- (c) 各月の電力使用計画 別紙4のとおり

- (3) 契約使用期間

令和7年4月1日午前0時00分から令和8年3月31日午後12時00分まで

- (4) 需給地点

需要場所構内第一柱に堺市が設置した高圧気中開閉器の電源側接続点とする。

- (5) 電気工作物の財産責任分界点

需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

- (6) 保安上の財産責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ。

- (7) 計量日および計量

計量日は毎月1日とし、1日に計量を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。（計量は、計量日における計量器の読みによるものとする。）

- (8) 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月の1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(12) 市場価格調整

卸電力取引市場（スポット市場）からの調達による価格変動等により、市場価格の調整を行うことができるものとする。

なお、市場価格の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(13) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める約款によるものとする。

(14) データの提出

供給者は、当該月の電気料金の計算内訳及び電力量に係るデータを提出するものとする。

なお、様式については任意のものとするが、堺市が指定した項目については追加しなければならない。

(15) その他

この仕様書に定めのない事項については、双方の協議によりこれを定めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。